

重要

必ず最後までお読みください

令和7年(2025年)度版
滋 賀 県

保護者の皆様

小児慢性特定疾病医療受給者証の更新申請手続について（お知らせ）

現在お持ちの「小児慢性特定疾病医療受給者証」の有効期間が間もなく満了します。引き続き小児慢性特定疾病医療費の公費助成を希望される場合は、下記により更新の手続きをされますようご案内します。なお、受給者証の更新には審査があります。

※審査についての詳細は別添の『よくあるご質問 11 ページ(Q36～37)』をご確認ください。

記

1 申請受付期間をご確認ください

有効期間満了日の2か月前（消印有効）までに申請をお願いします。

※2か月前を過ぎてからの提出の場合、新しい受給者証が届くのは、お手持ちの受給者証の有効期間満了後になり、受給者証がお手元でない期間が発生します。

お持ちの受給者証の有効期間満了日	更新申請書類の提出期間（消印有効）	新しい受給者証の交付予定日
令和7年9月30日の方	令和7年7月31日まで	9月末まで
	令和7年8月1日～9月30日	10月以降
	令和7年10月1日以降	更新不可
令和7年12月31日の方	令和7年10月31日まで	12月末まで
	令和7年11月1日～12月31日	令和8年1月以降
	令和8年1月1日以降	更新不可
令和8年3月31日の方	令和8年1月31日まで	令和8年3月末まで
	令和8年2月1日～3月31日	令和8年4月以降
	令和8年4月1日以降	更新不可
令和8年6月30日の方	令和8年4月30日まで	令和8年6月末まで
	令和8年5月1日～6月30日	令和8年7月以降
	令和8年7月1日以降	更新不可

- ・受給者証の有効期間満了日の翌日以降は「更新申請」の受付はできません。再度認定を受けるためには「新規申請」の扱いとなるためご注意ください。なお、新規申請では「新規用」の医療意見書が必要です。
- ・ただし、18歳以上の方については更新申請のみとなり、新規申請はできませんのでご注意ください。
- ・20歳を迎える方の更新の認定の有効期間は20歳の誕生日の前日までです。20歳以降も

継続して治療が必要な場合、病気によっては指定難病等の他の医療費助成が受けられる場合があります。

- ・申請内容によって、受給者証の交付までに3か月以上かかる場合があります。

※詳細は、『よくあるご質問3ページ(Q8～10)』をご確認ください。

2 主治医（小児慢性特定疾病指定医）に 「医療意見書」の作成を依頼してください

- ・作成には一定期間かかりますので、余裕を持って医療機関に依頼してください。

3 申請書類をご準備ください

- ・詳細は、『チェックリスト』および『よくあるご質問4～9ページ(Q11～31)』をご確認ください。
- ・申請書類は全て揃ってから提出してください。
書類が揃っていない場合、返却させていただくことがあります。
- ・申請内容によって、追加の提出書類をお願いする場合があります。

4 同封の返信用封筒により、滋賀県庁宛に特定記録郵便でお送りください

- ・郵便局でお手続きをお願いします。

※詳細は『よくあるご質問2ページ(Q3～6)』をご確認ください。

■更新手続きに関するお問い合わせ先・書類提出先

滋賀県受給者証更新コールセンター
月～金（祝日除く）午前9：00～午後5：00

電話：077-528-3669

メール：eg00031@pref.shiga.lg.jp

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

健康しが推進課 難病・小児疾病係内

お電話いただく前に、
別添『よくあるご質問』の
ご確認をお願いします。



- ・各種様式については滋賀県のホームページにも掲載しております。「滋賀県 小慢」と検索、または右のQRコードよりアクセスしてください。
- ・県内（大津市を除く）の指定医療機関および指定医の一覧は滋賀県のホームページ（右のQRコード）から確認できます。

県HP

